

「2025 年日本国際博覧会 損害保険付保」公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の安全・安心な遂行を実現するため、一般規則及び特別規則第8号等で義務付けられた損害保険を付保する。

当該損害保険の対象とする万博の事業内容・物件は、今後随時判明してくる予定であること、また多様な形態による幅広い参加者との事務手続等を円滑・適切・効率的に行う必要があること等の特殊事情に鑑み、企画提案公募により保険事業者を募集する。

あわせて、万博の巨大なリスクを保険化することを踏まえ、共同保険が採用された場合に非幹事保険会社として参画する保険事業者を募集する。

1 事業概要

(1) 名称

2025年日本国際博覧会 損害保険付保

(2) 趣旨・目的

協会は万博の安全・安心な遂行を実現し、万一の事故発生に対する経済的な補償を確保するため、次の種類の損害保険を付保（手配）する。

① 賠償責任保険 （施設賠償責任保険及び 生産物賠償責任保険）	他人の身体障害・財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険。 協会及びすべての万博参加者を対象に、協会が一括して手配する。
② 財産（火災）保険	協会が所有・管理する建物・設備等（出展物を除く）について、火災、盗難その他の危険による損害を補償するための保険。 参加者の施工する建物・設備等については対象としない。
③ 動産総合保険	出展物（建物・設備等を除く）に対する偶然な事故による損害から、その所有者を守るための保険。 参加者の出展物については対象としない。

上記の損害保険は万博の法的文書である一般規則、特別規則第8号及び保険ガイドラインにおいて、協会が契約締結主体（保険契約者）となって付保することが義務付けられており（強制保険）、最低限必要となる補償内容等も規定されている。

このため広く公募により、上記の趣旨・規則等を遵守する損害保険を提案しうる事業者（保険種類ごとの幹事保険会社）の選定を目的とし、あわせて非幹事保険会社（提案不要）の募集（申込）を行う。

なお、上記以外の任意保険（興行中止保険、貨物海上／運送保険等）については、本公募の対象外である。

(3) 事業期間

2024年7月1日（契約締結日）から協会が手配する損害保険の満期日まで（予定、かつ保険契約ごとに異なる。）

ただし、事業期間内に発生した保険事故への対応は、事業期間後であっても行うこと。

(4) 提案金額の上限額

賠償責任保険 : 240 百万円
財産（火災）保険 : 220 百万円
動産総合保険 : 38 百万円

2 スケジュール

2024 年 5 月 9 日（木）	公募開始
2024 年 5 月 17 日（金）	質問の受付締切
2024 年 5 月 30 日（木）	提案書類の受付開始
2024 年 6 月 5 日（水）	提案書類提出締切
2024 年 6 月中旬	選定委員会
2024 年 6 月下旬	事業者決定・公表（予定）
2024 年 6 月末	契約締結（予定）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 前 2 項に掲げる企業・団体に類するものとして代表理事が認めた企業・団体でないこと。

保険業法第 3 条に規定される内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

(6) 2023 年 8 月 9 日付で協会が選定した損害保険取扱代理店（3 社）を通じて引受が可能である者

(7) 応募前に協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 1）を提出していること。

4 応募の手続

本事業の提案に参加を希望する者は、最初に仕様書提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 1）を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領等の配布

ア 配布期間

2024 年 5 月 9 日（木）から

イ 配布方法

下記よりダウンロードにて配布（郵送による配布は行わない）。

https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20240509_02_06_documtns.zip

- ・公募要領
- ・応募様式等一式

(2) 守秘義務契約及び仕様書等の提供

ア 申請受付期間

2024年5月9日（木）から2024年5月17日（金）まで

※土曜日・日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

イ 申請書類

- ・仕様書等提供申込書 兼 守秘義務契約書（様式1：ファイルを添付）
- ・参加表明書（様式2：ファイルを添付）
- ・参加資格保持誓約書（様式3：ファイルを添付）

ウ 申請方法

必ず申請受付期間中に電子メール（送信先：hoken@expo2025.or.jp）にて、上記申請書類を送信すること。なお、「件名」に「【仕様書提供申込】2025年日本国際博覧会 損害保険付保」と明記すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる開示申請は受け付けない。

エ 開示方法

上記申請書類を受領後、協会から上記電子メールにて、仕様書等を順次送付する。

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

2024年5月30日（木）から2024年6月5日（水）17時必着

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。

※2024年6月5日（水）までの消印があるものを有効とする。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階（受付）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 経営企画室

（担当：吉本）

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信することとする。（送信先：hoken@expo2025.or.jp）

なお、折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信するが、翌日（翌日が土曜日の場合は、翌月曜日）の13時までに、担当者からの応募書類受領完了メールが届かなかった場合は下記あてに電話連絡を行うこと。

（電話番号：06-6606-8316 担当：吉本）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募事業者の負担とする。

(4) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、社章等、提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式4：原本1部）
- イ 誓約書（参加資格・保険業法第3条関係）（様式5：原本1部）
- ウ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式6：原本1部）
- エ 企画提案書等（仕様書参照：原本1部、副本5部、副本の電子媒体）
 - ※非幹事保険会社のみに応募する場合、企画提案書等は提出不要。
 - 応募後に引受保険会社としての資格審査に必要な書類の提出を求める。
- オ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- カ ① 法人登記簿謄本（1部）
 - ・法人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出すること
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- キ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- ケ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- コ 印鑑証明書（原本1部）
- サ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8：原本1部）
- シ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9：原本1部）

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

- ア 応募は1者1件とする。（3種類の損害保険について1種類ごとに提案書が必要。但し、1者それぞれ各種別の損害保険ごとに1件の提案が可。）
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提

出すること。応募書類は電子媒体に格納した PDF ファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025 年日本国際博覧会 損害保険付保」事業提案書 株式会社〇〇（法人名）」

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

カ 副本について、選定委員会の審査に必要な限度において、応募事業者を類推できる表現箇所を協会において加工処理することがある。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

2024 年 5 月 9 日（木）から 2024 年 5 月 17 日（金）17 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：hoken@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025 年日本国際博覧会 損害保険付保」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 10）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可。

※電子メール送信後、必ず電話（06-6606-8316）で受信の確認を行ってください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時から 17 時まで。12 時から 13 時を除く。）

※質問内容に応募事業者名を特定できる内容を記載しないこと

※質問内容に応募事業者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

(3) 質問への回答は、2024 年 5 月 17 日（金）までに仕様書等の提供を申し込んだ全事業者に対し、別途メールで行う。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 下表(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、各保険種類の最優秀事業者を1社選定する。ただし、同点の事業者が複数いる場合は、商品設計の評価点が高い者を上位とする。

イ 審査は、書類審査により行う（プレゼンテーション審査を別途行う可能性がある）。

ウ 最優秀事業者の評価点、審査の結果、100点満点中50点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 非幹事保険会社のみに応募（提案なし）した事業者は、引受実績・経営の安定性について審査のうえ、採択された場合には、得点を10点とする。

オ 最優秀提案者は、特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。また、共同保険が

採用された場合には、その他の応募事業者は非幹事保険会社候補として契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

区分	審査項目	審査内容	配点
技術点	商品設計	<ul style="list-style-type: none"> ・万博における保険の対象が多種多様であることを踏まえ、簡便かつ網羅的に保険加入手続が可能な提案となっているか。 ・保険の対象は現時点でそのすべてが確定していないという特殊事情を踏まえ、それらの変更手続が簡便・網羅的な提案となっているか。 ・未確定である保険の対象について、変更保険料の計算方法が可能な限り事前確定しており、かつ協会にとって有利な提案となっているか。 ・万博という巨大なリスクを引き受けることを踏まえ、安定的な引受キャパシティを確保する提案となっているか。 ・特別規則・保険ガイドラインに定める最低限の補償内容を充足する提案となっているか。 	40点
	事故処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時に迅速かつ丁寧な対応が可能な体制を構築する提案となっているか。 ・協会・来場者・公式参加者・民間出展者・営業参加者・催事参加者といった多岐に亘る利害関係者との調整を円滑に行い、事案を滞留させることなく解決できる提案となっているか。 ・6か月間という長期間に渡って開催されるイベントであることを踏まえ、WEB、DX、AI等を活用した先進かつ持続可能性に配慮した提案となっているか。 	20点
	引受実績	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な参加形態による幅広い参加者が集う万博の特殊性を熟知し、その保険引受に係る経験・ノウハウ・専門性を有しているか。 	5点
	経営安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の巨大なリスクを引き受ける保険会社として、確実な保険金支払債務を履行できるだけの「経営の安定性」を有しているか。 	5点
価格点		満点×提案価格のうち最低価格÷応募事業者の提案価格	30点
合計			100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択にかかわらず、全ての応募事業者に通知する。
 イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 損害保険付保】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全応募事業者の名称 ※50音順
- ③ 全応募事業者の評価点 ※得点順（応募事業者が2者の場合、次点者の得点は公表しない）
- ④ 最優秀事業者の選定理由※公表ポイント
- ⑥ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとする。

- ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募事業者と応募内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続について

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続方法の詳細については、契約交渉の相手方に選定された者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容について変更が生じる場合がある。
- (3) 共同保険が採択された場合には、内容の確定後、当該保険契約内容に沿って非幹事保険会社として引受が可能か、各応募事業者へ確認のうえ共同保険引受割合を決定する。共同保険引受割合は、各事業者の得点を基準として協会が定める配分方法によるものとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 9）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 8）を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

9 持続可能性の確保

- (1) 最優秀事業者又は非幹事引受保険会社に選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

- (2) 選定事業者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/202307_sus_code.pdf)
- (3) 選定事業者は、協会が選定事業者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 選定事業者は、協会が選定事業者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、選定事業者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が選定事業者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、選定事業者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

- (1) 応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (3) 万博の会場内の業務は、協会が定める規則・ガイドラインに従うこととする。
- (4) 協会における個人情報の取扱いについては、<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>を参照のこと。